

令和3年2月25日

「福島市交通安全計画」ほか1計画 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	条例・計画名	担当課
①	福島市交通安全計画	生活課
②	福島市バリアフリーマスタープラン	交通政策課

※詳細については別紙のとおり

2 意見の提出期間

令和3年2月25日（木）から令和3年3月25日（木）

3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所：各担当課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送又はファクスで

5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。


担当：政策調整課 総合計画係
課長 後藤、 課長補佐 目黒
電話 024-525-3788（直通）

第11次福島市交通安全計画

～悲惨な交通事故の根絶に向けて～

市民・文化スポーツ部



生活課

目指す姿	交通事故のない安全で安心して暮らせる福島市を目指します。
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）
	<p>福島市における交通安全対策の総合的な計画となります。交通事故のない安全で安心して暮らせる福島市を目指し、以下の5項目になる道路交通安全対策の重点に基づき各種施策を展開します。 ※施策については、主な施策を記載。</p> <p>1 高齢者と子どもの交通事故防止</p> <p>(1) 高齢者や子ども等に対する交通安全教育を推進します。</p> <p>(2) 高齢者に対し、健康づくりを行い、健康の維持・増進による健康起因事故を防止します。</p> <p><u>(3) 子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等の交通安全を確保します。</u></p> <p>2 歩行中の交通事故防止</p> <p><u>(1) 横断歩道における歩行者優先など、交通ルールの周知徹底を図ります。</u></p> <p>(2) 歩行者の安全に配慮した歩行空間の整備に努めます。</p> <p>3 薄暮時や夜間の交通事故防止</p> <p><u>(1) 薄暮時や夜間等の被視認性を高めるため、反射材用品の着用を促進します。</u></p> <p>(2) 自動車等の前照灯の早期点灯を促進します。</p> <p>4 自転車の安全利用の促進</p> <p>(1) 自転車に関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用教育を推進します。</p> <p>5 交通安全意識の向上</p> <p>(1) 普及啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚や交通ルールの周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 地域連携型の交通安全活動を推進します。</p>
意見提出期間	令和3年2月25日 ～ 令和3年3月25日
備考	

担当：生活課 安全安心・避難者支援係
 課長 河野 、 係長 吉田
 電話 024-525-3787（直通）

福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針） ～誰にでもやさしいまち ふくしま～

都市政策部 交通政策課 健康福祉部 地域福祉課

<p>目指す姿</p>	<p>市民や来訪者のバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったソフト・ハード両面のバリアフリーを実践し、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。</p>
<p>計画の期間</p>	<p>令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）</p>
<p>ポイント</p>	<p>1 バリアフリーマスタープランとは オリパラを契機に、市全域におけるバリアフリー化の方針を示す総合的な計画を策定します。 なお、バリアフリーマスタープランの策定は、県内初の取り組みです。</p> <p>2 心のバリアフリーの推進 バリアフリー施設の整備とあわせて、お互いを理解し合い、共にいきいきと暮らす社会づくりを推進します。</p> <p>3 多くの人が参画するバリアフリーへの取り組み バリアフリー化に向けて、263団体からなる「バリアフリー推進パートナー」などと一緒に、取り組みます。</p> <p>4 ユニバーサルデザインによるまちづくり  今あるバリアの解消とあわせて、新たなバリアが生じないよう「まち」をデザインする取り組みを推進します。</p> <p>★これまで取り組んできた中心市街地のほか、新たに3温泉地や花見山周辺におけるバリアフリー観光の推進、オリパラのレガシーとして、あづま総合運動公園周辺における継続的なバリアフリー化などに取り組みます。</p> <p>5 わかりやすいバリアフリー環境の形成 施設や設備、移動経路などのバリアフリー情報を、Web上の地図を活用したバリアフリーマップで提供すると共に、各施設へステッカーを掲示するなど、わかりやすいバリアフリー環境の形成に取り組みます。</p>
<p>意見提出期間</p>	<p>令和3年2月25日 ～ 令和3年3月25日</p>
<p>備考</p>	

担当：交通政策課 交通政策係
課長 紺野、係長 石田
電話 024-525-3762（直通）

担当：地域福祉課 地域福祉係
課長 丹治、課長補佐 安保木
電話 024-525-3760（直通）